

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その6): NZ政府発表のコロナ感染確認基準

令和2年2月28日
在オークランド日本国総領事館

27日、NZ保健省は、新型コロナウイルスの「感染確認基準」(Case Definition of COVID-19 infection)を見直し、日本への渡航歴も基準の一つに加えることとしました。この基準では、新型コロナウイルスへの感染が懸念される国・地域を二つのカテゴリーに分け(日本は「カテゴリー2」に分類)、以下のとおり呼びかけています。

●カテゴリー1: 中国本土

過去14日以内に、カテゴリー1に渡航又は通過した人は、14日間自主隔離し、カテゴリー1の国を出発した後にヘルスライン(0800-611-116)に連絡すること。

●カテゴリー2: 香港, イラン, イタリア, 日本, 韓国, シンガポール, タイ

カテゴリー2に渡航又は通過した人で、発熱, 咳, 呼吸困難の症状がある人は、以下のCOVID-19専用ダイヤルに電話するか、又はかかりつけ医に電話で連絡すること。

[COVID-19専用ダイヤル]

0800-358-5453(無料)

64-9-358-5453(NZ国外から)

【NZ保健省が発表した新型コロナウイルス感染確認基準】

<https://www.health.govt.nz/our-work/diseases-and-conditions/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-novel-coronavirus-information-specific-audiences/covid-19-novel-coronavirus-resources-health-professionals/case-definition-covid-19-infection>